

松山市支所広告導入事業 評価基準表

評価項目	評価内容	配点	評価手法
①広告・行政情報表示	広告の募集、作成等についての基準遵守、表示の見やすさ等について。	5	①
②安全対策	機器設置にあたっての安全対策について	5	①
③保守体制	障害発生時の保守体制について	5	①
④導入スケジュール	運用開始までに、機器設置等が十分に行えるスケジュールかについて。	5	①
⑤事業実績	同様の事業についての他市又は他都道府県への導入実績について。	5	①
⑥事業者提案	仕様書中の機能等に定めのない事項について、より良い市民サービスにつながる有益な機能やサービスの提案があるか。	15	②
⑦納入金額	広告料の納入金額が一番高い事業者を60点とし、2番目以下の事業者については、当該提示価格を最高価格で除した値に60を乗じた値(小数点第二位以下は四捨五入)を価格点とする。	60	—
合計		100	

【評価手法①】

・企画提案書を対象に、評価内容について以下の4段階で評価する。

5(優れている)

3(問題ない)

1(劣っている)

0(仕様を満たしていない)

【評価手法②】

・提案された機能ごとに以下の3段階で評価する。

5(採用すれば大きな効果が期待できる)

3(採用したい)

0(提案がない・採用しない)